

運転免許証の自主返納制度について



○運転免許証の自主返納制度とは？

高齢などの理由により、運転に自信がなくなった方・運転する必要がなくなった方・家族などから「運転が心配」と言われた方が、申請により取消し(返納)する制度です。

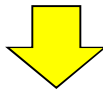
※運転免許証の有効期限がある場合に限りです。

○申請の手続き (本人が申請しなければなりません。)

運転免許センター または 各警察署で手続きができます。
申請には、運転免許証・認印鑑(シャチハタ以外)が必要です。



免許証を自主的に返納したいが、
身分証明書代わりになくなると困るな...



そんな方は、窓口で返納と同時に
「運転経歴証明書」の申請ができます。



○運転経歴証明書とは？

運転経歴証明書は、有効な運転免許証を自主返納された方の過去の運転経歴を証明するものです。

多くの機関等で、公的な身分証明書として使うことができます。



○申請手続き (申請できるのは、自主返納をされた方に限りです。)

運転免許センター または 各警察署で手続きができます。

必要なものは、

- ・手数料 1,000円
- ・証明写真1枚(6ヶ月以内撮影・縦3cm×横2.4cm・無背景・上三分身・白黒カラーどちらでも可)

* 運転免許センターでの申請受付時間は

10:30~11:30、14:30~15:30(月曜日~金曜日の平日)

(月曜日及び連休明けは大変混み合いますので、それ以外の日での申請をおすすめします。)

※ 返納と同時申請でない場合は、返納時の取消通知書と身分証明書を持参してください。

(返納手続き後5年以内に限りです。)

詳しくは、**運転免許センター**
(0952-98-2220)

または、**最寄りの警察署交通課**
までお問い合わせください。

